

## 1. 閲覧の申し出に必要な書類

閲覧の目的		提出書類等
1. 登録の確認		○ 選挙人名簿抄本閲覧申出書(登録の確認)(1)
2. 政治活動(選挙運動含む)		
申出者の別	ア. 公職の候補者等	○ 選挙人名簿抄本閲覧申出書(公職の候補者等)(2) △ 閲覧事項取扱者に関する申出書(公職の候補者等)(4) →申出者・閲覧者以外が閲覧事項を取り扱う場合に提出 △ 候補者となろうとする者であることを示す書類 →申出者が公職にある者(現職)である場合は提出不要 △ 鎌倉市選挙管理委員会が求める書類
	イ. 政党その他の政治団体	○ 選挙人名簿抄本閲覧申出書(政党その他の政治団体)(3) ○ 政治資金規正法による政治団体の届出書の写し △ 申出者の政治活動の実績を示す書類 →公職にある者が所属する政党その他の政治団体が申出人である場合は提出不要 △ 承認法人に関する申出書(5) →申出者以外の法人に閲覧事項を取り扱わせる場合に提出 △ 鎌倉市選挙管理委員会が求める書類
3. 調査研究		
申出者の別	ア. 個人	○ 選挙人名簿抄本閲覧申出書(個人 調査研究)(6) ○ 調査研究説明書(8) ○ 当該調査研究に用いる調査票の写し △ 閲覧事項取扱者に関する申出書(調査研究)(9) →申出者・閲覧者以外が閲覧事項を取り扱う場合に提出 △ 委託契約書の写し →委託を受けて調査研究を行う場合に提出 △ 鎌倉市選挙管理委員会が求める書類
	イ. 国・法人	○ 選挙人名簿抄本閲覧申出書(法人等 調査研究)(7) 以下、上記3のアと同じ(ただし、第6号様式は除く)

注)1 カッコ付数字は鎌倉市選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務取扱規程の様式番号を表しています(例:(1)=第1号様式)。

2 表中○は必ず提出する書類、△は必要に応じて提出する書類であることを示します。

## 2. 閲覧者の本人確認

閲覧者が選挙人名簿抄本申出書に記載された閲覧者本人であることを確認させていただくため、自動車運転免許証など国又は地方公共団体が交付した写真つきの書類(例:道路交通法第92条第1項に規定する運転免許証、住民基本台帳カードBなど)をご提示いただきます。

こうした書類をお持ちでない方については、あらかじめ選挙管理委員会から郵便でお送りする照会に対する回答書(第11号様式)の提示をもって本人確認をさせていただくこととなりますので、早めのお手続きをお願いいたします。